

新入学児童の保護者の皆さまへ 就学援助制度における新入学学用品費 入学前支給のお知らせ



帯広市では、令和9年4月に小学校及び義務教育学校へ入学する児童の保護者のうち、就学援助の対象となる世帯に対し、入学準備に必要な費用の一部として、新入学学用品費を支給します。

入学前の支給を希望される方は、次の日程で申請を受け付けますので、期日までにお越しいただき、申請してください。

I 申請受付期間と申請場所

受付期間：令和8年11月9日（月）～令和9年1月8日（金）

（土曜・日曜・祝日と12月29日～1月3日は除く）

受付時間：8時45分～17時30分

受付場所：帯広市役所8階 学校教育課窓口（西5条南7丁目1番地）

- 対象は新入学児童です
- きょうだいがいて、既に令和8年度就学援助の認定を受けている世帯は、改めて申請する必要はありません

II 支給内容

令和9年4月に小学校及び義務教育学校へ入学する児童が必要とする、学用品・通学用品（ランドセルやカバンなど）の準備にかかる費用の一部を支給するものです。

支給金額：児童1人につき64,300円

支給時期：令和9年2月26日（保護者の口座に振り込み）

III 支給を受けることができる世帯

次の3つの要件すべてに該当する世帯に支給します。

- 1 帯広市内に居住している世帯
- 2 令和9年度に帯広市立小学校及び義務教育学校に入学する児童がいる世帯
- 3 準要保護世帯に該当する世帯

準要保護世帯に該当するかどうかは、「就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

【支給対象とならない世帯】

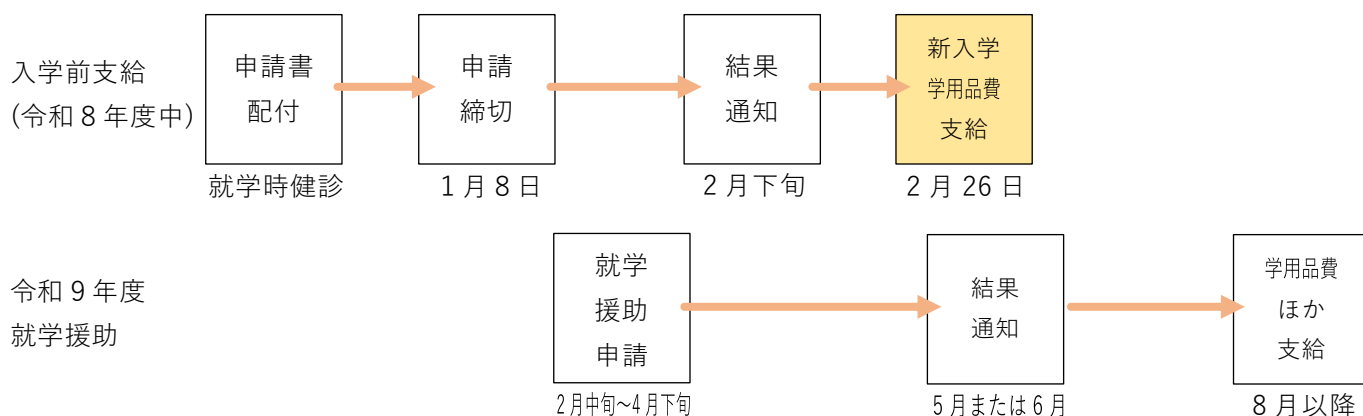
- ・ 生活保護受給世帯（生活保護費から入学準備金が支給されます）
- ・ 入学前に市外へ転出することが決定している世帯（転出先の市町村で支給されます）
- ・ 入学予定の児童が特別支援学校（盲・聾・養護学校）に入学することが決定している世帯

Ⅳ 申請に必要なもの

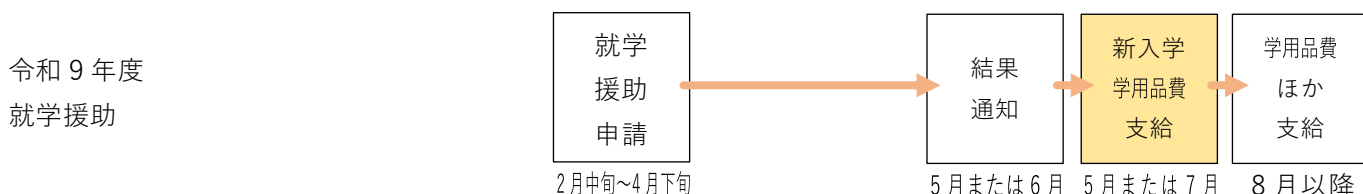
- 1 新入学学用品費 入学前受給申請書
- 2 印鑑（保護者本人が申請する場合で署名した場合は必要ありません）
- 3 通帳またはキャッシュカード（口座番号のわかるもの）
- 4 <特定の方のみ>所得課税証明書（申請年の1月1日時点で帯広市に住民票のない方は前住地の書類が必要です）

Ⅴ 申請後の流れ

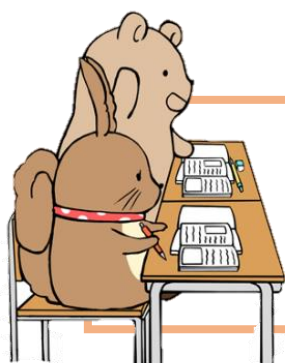
1 入学前支給の申請をした場合



2 入学前支給の申請をしない場合



- 入学前支給を受けた方は、入学後の「新入学学用品費」は対象となりません
- 入学前支給を申請しなかった際も、来年度の就学援助が認定された場合は、入学後に新入学学用品費を支給します
- 入学前支給を受けた際も、入学後に就学援助を希望する場合は、改めて令和9年度就学援助を申請する必要があります
- 入学前支給を申請した後に、市外に転出することになった場合は、速やかに教育委員会にご連絡ください（この場合は帯広市で新入学学用品費を受けることはできず、転出先の市町村で改めて申請することになります）



帯広市教育委員会 学校教育課
電話【0155-65-4203】
時間【平日8:45から17:30まで】

ホームページはこちらから

